

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地活性化に関する基本的な方針」および「3. 中心市街地活性化の目標」に記載
	認定の手続	本基本計画は、函館市中心市街地活性化協議会の意見を取り入れたものである。協議会の意見は「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4 から 8 までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載

第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	「4. 土地区画整理事業,市街地再開発 事業,道路,公園,駐車場等の公共の用 に供する施設の整備その他市街地の整 備改善のための事業に関する事項」から 「8. 4から7までに掲げる事業及び措 置と一体的に推進する事業に関する事 項」までに記載
	事業の実施スケジュールが 明確であること	「4. 土地区画整理事業,市街地再開発 事業,道路,公園,駐車場等の公共の用 に供する施設の整備その他市街地の整 備改善のための事業に関する事項」から 「8. 4から7までに掲げる事業及び措 置と一体的に推進する事業に関する事 項」までに記載